

# 草津市幼保一体化推進計画

# 目次

|            |  |           |
|------------|--|-----------|
| <b>第1章</b> | <b>はじめに</b> .....                        | <b>1</b>  |
| 1.         | はじめに.....                                | 1         |
| 2.         | 計画策定の趣旨.....                             | 1         |
| 3.         | 計画の位置づけ.....                             | 1         |
| 4.         | 計画の期間.....                               | 2         |
| <b>第2章</b> | <b>草津市の就学前児童を取り巻く現状</b> .....            | <b>3</b>  |
| 1.         | 就学前児童数の推移.....                           | 3         |
| 2.         | 就労状況の変化.....                             | 4         |
| 3.         | 保育所・幼稚園の現状.....                          | 5         |
| 4.         | 「幼児教育と保育の一体的提供のための意識調査」(保護者アンケート)概要..... | 10        |
| 5.         | 「幼児教育と保育の一体的提供のための現況調査」(施設アンケート)概要.....  | 12        |
| 6.         | 保育所と幼稚園の運営・施設の状況.....                    | 15        |
| <b>第3章</b> | <b>国の子ども・子育て施策に関する現状と方向性</b> .....       | <b>19</b> |
| <b>第4章</b> | <b>認定こども園の概要</b> .....                   | <b>20</b> |
| 1.         | 認定こども園とは.....                            | 20        |
| 2.         | 認定こども園のタイプ.....                          | 20        |
| <b>第5章</b> | <b>草津市の就学前教育・保育の課題</b> .....             | <b>21</b> |
| <b>第6章</b> | <b>幼保一体化の推進方策</b> .....                  | <b>22</b> |
| 1.         | 基本的な考え方(目的).....                         | 22        |
| 2.         | 実施方針.....                                | 23        |
| 3.         | 幼保一体化の推進施策.....                          | 24        |
| (1)        | 子どもを中心とした質の高い就学前教育・保育の提供.....            | 24        |
| (2)        | 待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランス解消.....       | 25        |
| (3)        | 3歳以上の未就園児に対する幼児教育の提供.....                | 25        |
| (4)        | 就労率の向上と多様な就労形態に対応した就学前施設の充実.....         | 26        |
| (5)        | 特別支援教育の充実.....                           | 26        |
| (6)        | 子育て支援や家庭支援機能の充実.....                     | 26        |
| (7)        | 保幼小との連携・交流.....                          | 27        |
| (8)        | 幼保一体化ニーズと保護者の選択.....                     | 27        |
| (9)        | 幼保一体化に伴う課題整理や広報周知.....                   | 27        |
| (10)       | 公私立の役割と民間の力の活用.....                      | 27        |
| <b>第7章</b> | <b>幼保一体化(モデル園)の実施</b> .....              | <b>28</b> |
| 1.         | 幼保一体化の実施スキーム.....                        | 28        |
| 2.         | モデル園の実施方法.....                           | 29        |
| 3.         | モデル園の選定.....                             | 30        |
| 4.         | 幼保一体化実施スケジュール.....                       | 31        |
| <b>第8章</b> | <b>計画の評価</b> .....                       | <b>32</b> |

## 第1章 はじめに

### 1. はじめに

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。子どもたちは、生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちはすべての大人や社会の願いです。

これからの幼稚園や保育所等の就学前施設のあり方を考えるにあたり、乳幼児期の子どもの健やかな育ちに向けて、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、これまで幼稚園や保育所で培われてきた就学前教育と保育の成果を充実し、次代を担う就学前の子どもに豊かな育ちと学びを保障していくことが求められています。

### 2. 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行している中で、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、これまでの幼稚園と保育所の枠組みだけでなく、保護者の就労形態にかかわらず子どもが就学前教育・保育の機会を得られる幼保一体化を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、増加・多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して産み育てる環境づくりが求められています。

国では、子ども・子育て新制度において「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」を目的に、保護者の就労状況等に寄らず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園」の普及を推進しています。

本市においては、平成24年度に「草津市幼保一体化検討委員会」を設置し、本市の幼保一体化に向けての方向性についての議論を重ね、平成26年2月には、「幼児教育と保育の一体的提供に向けて」の提言が出されました。この「提言」の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな成長と質の高い就学前教育・保育をめざし、「草津市幼保一体化推進計画」を策定します。

### 3. 計画の位置づけ

この計画は、平成26年度に策定した「草津市子ども子育て支援事業計画」の『目標1「子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」、施策3「就学前の教育・保育の一体的提供」』を実現するため、幼保一体化の推進に関する具体的な推進方策を定めるものです。

また、本計画の評価については、「草津市子ども・子育て支援事業計画」の評価として実施します。

## 4. 計画の期間

---

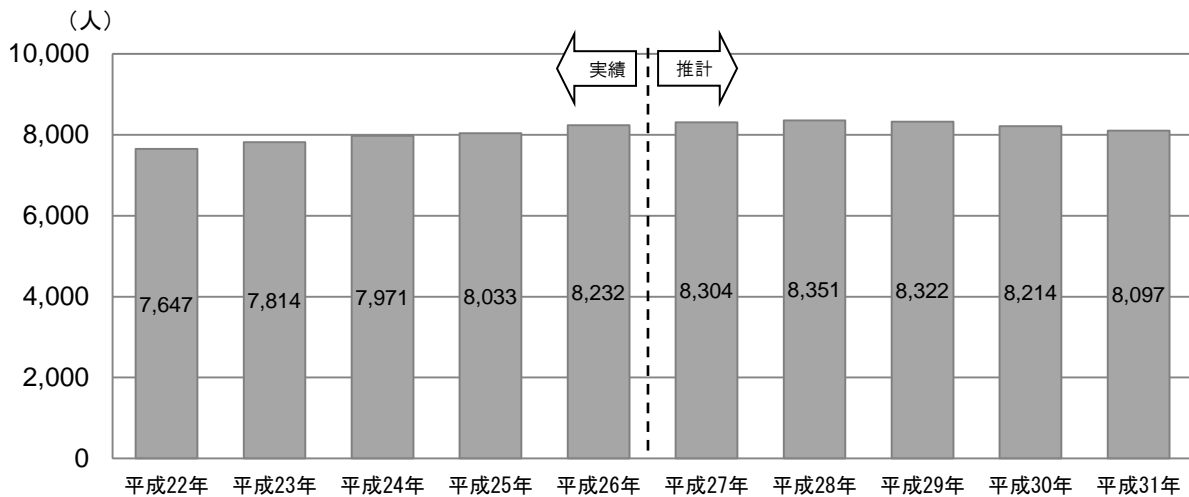
計画の期間は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間です。ただし、本市の就学前教育、保育に関するニーズの変化や各就学前施設の状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度(2017年度)を目途に、「草津市子ども・子育て支援事業計画」と併せて、見直しを行います。

## 第2章 草津市の就学前児童を取り巻く現状

### 1. 就学前児童数の推移

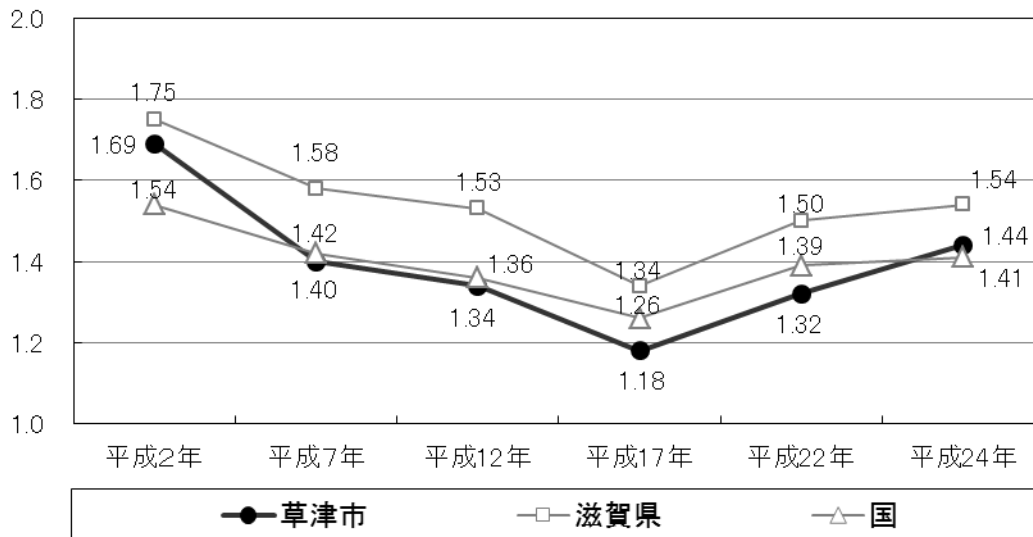
本市の就学前児童数は、住宅開発等の進展等に伴う人口流入を受けて、緩やかな増加傾向で推移してきましたが、平成28年度をピークに緩やかな減少に転じることが予測されます。合計特殊出生率は減少傾向で推移してきましたが、近年少しずつ上昇傾向に転じています。

#### ■ 就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳人口および草津未来研究所推計

#### ■ 合計特殊出生率の比較



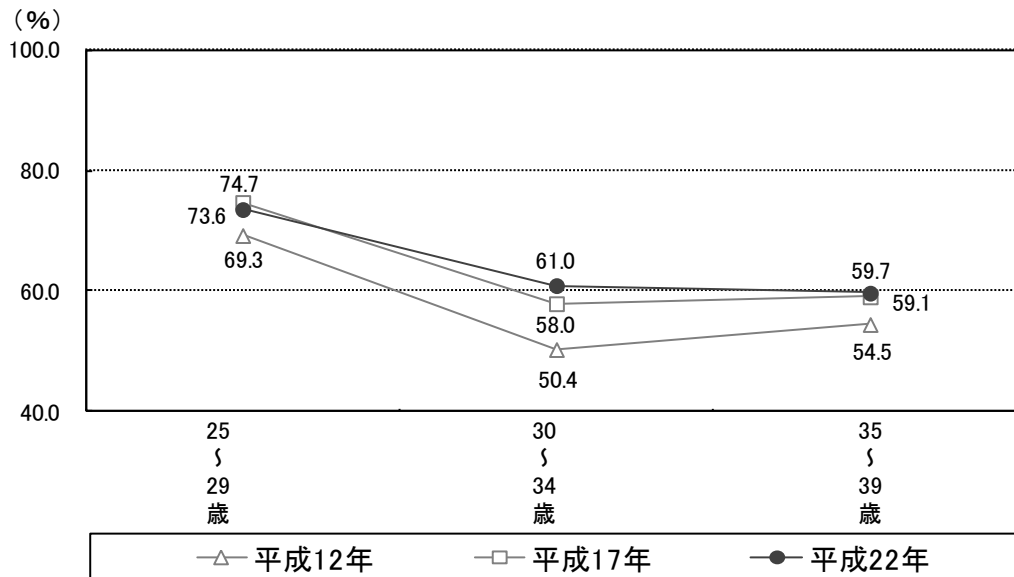
資料：人口動態統計、草津市母子保健計画、南部健康福祉事務所(草津保健所)事業年報

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、すべての女性が等しく子どもを生むと仮定した場合に、1人の女性が一生の間に生む子どもの人数。今の人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.07と言われています。

## 2. 就労状況の変化

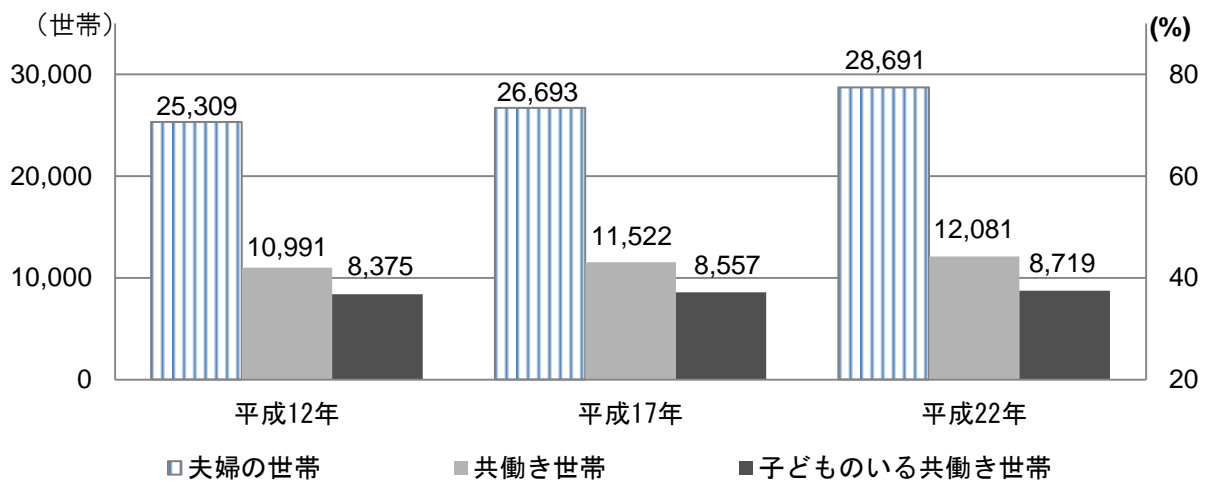
子育て世代の労働力率は年々増加しており、共働き世帯が増加しています。

### ■草津市における労働力率の推移(女性、25～39歳抜粋)



資料:国勢調査

### ■草津市における共働き世帯の状況

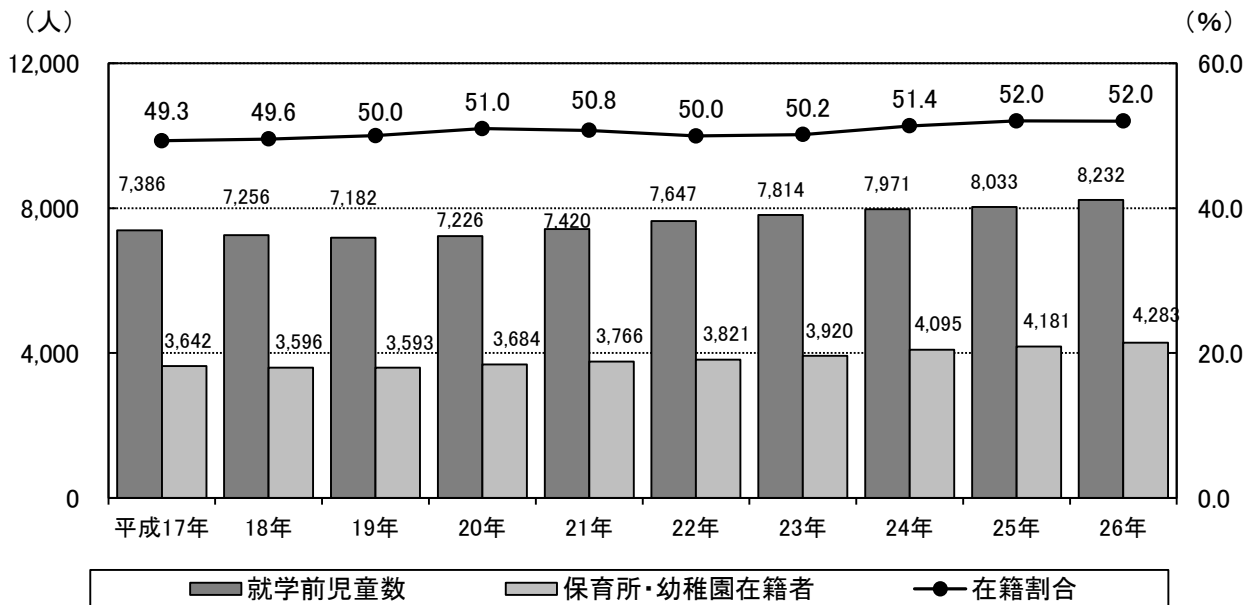


資料:国勢調査

### 3. 保育所・幼稚園の現状

就学前施設(保育所・幼稚園)全体として、在籍児童数が増加しています。また、4歳児・5歳児の概ね100%が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍し、3歳児の約26%が現在、未就園となっています。

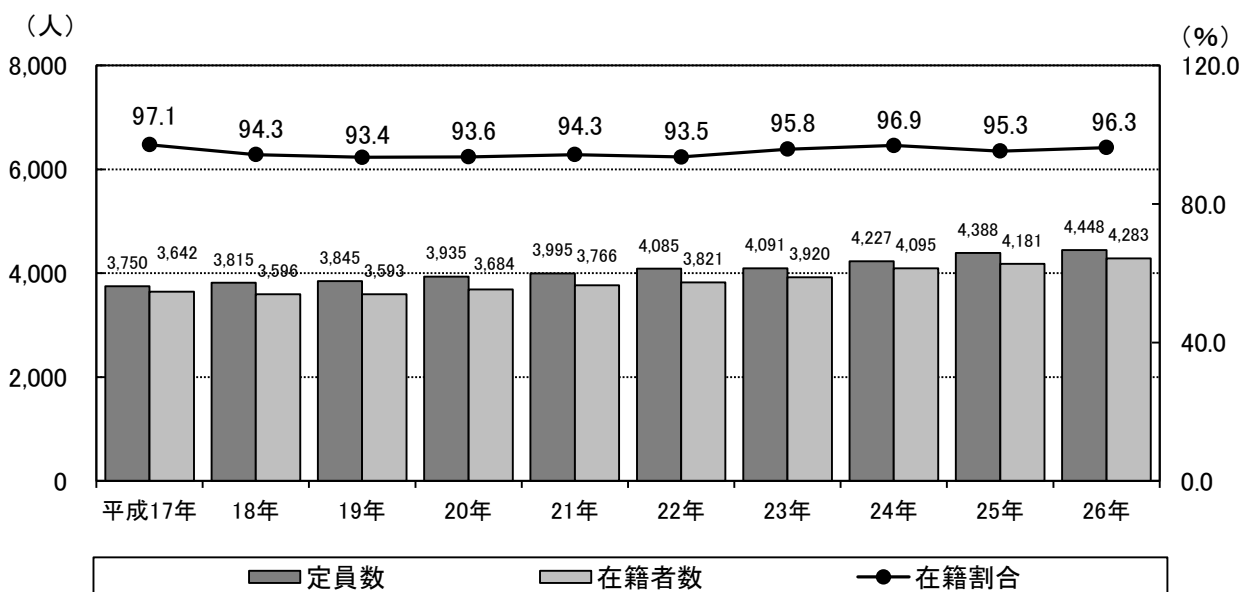
■草津市における就学前児童数と保育所・幼稚園の在籍者数



資料: 就学前児童数/住民基本台帳(各年4月1日現在)

保育所・幼稚園在籍者数/幼児課(平成25年以前:5月1日現在/平成26年:4月1日現在)

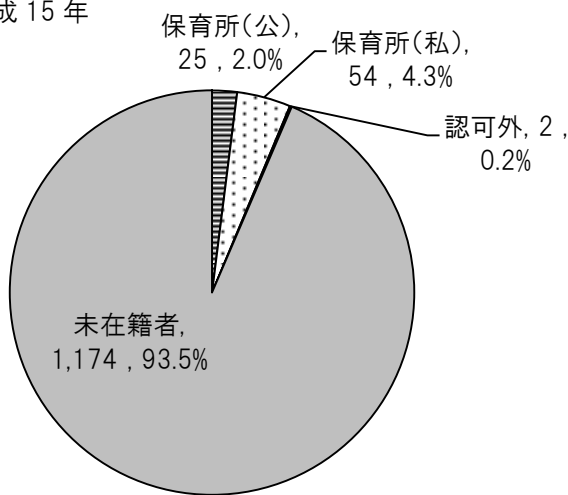
■草津市における保育所・幼稚園の定員数と在籍者数



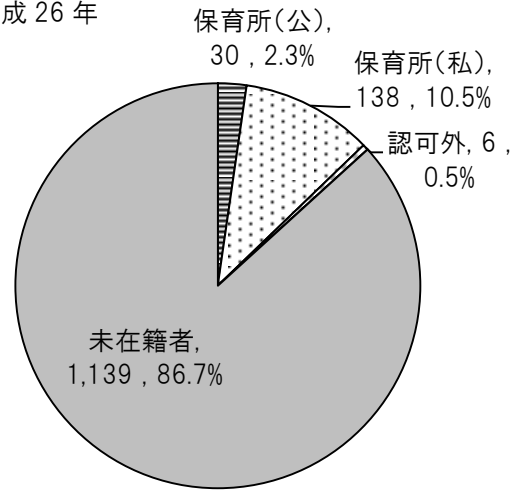
資料: 幼児課(平成25年以前:5月1日現在/平成26年:4月1日現在)

■0歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年

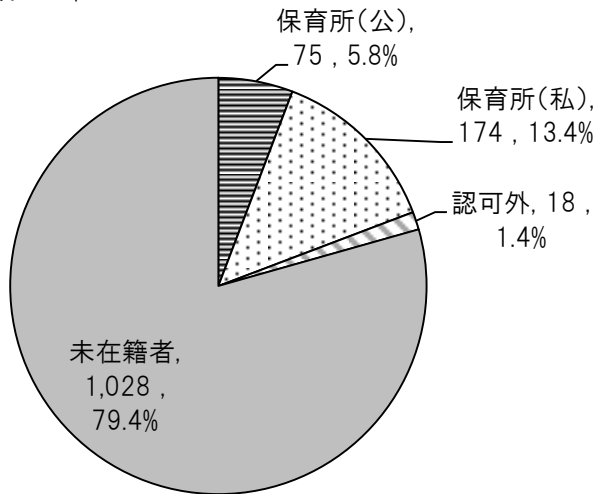


平成 26 年

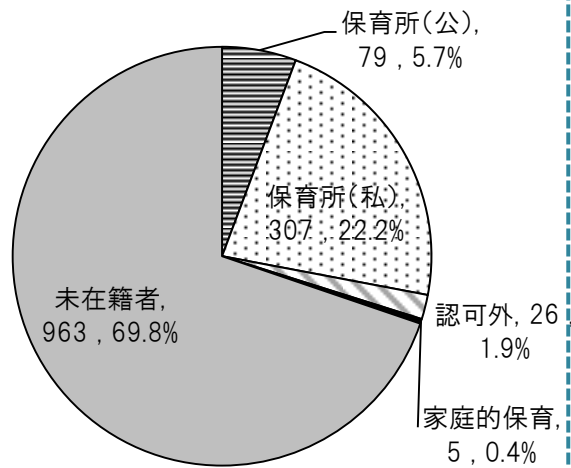


■1歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



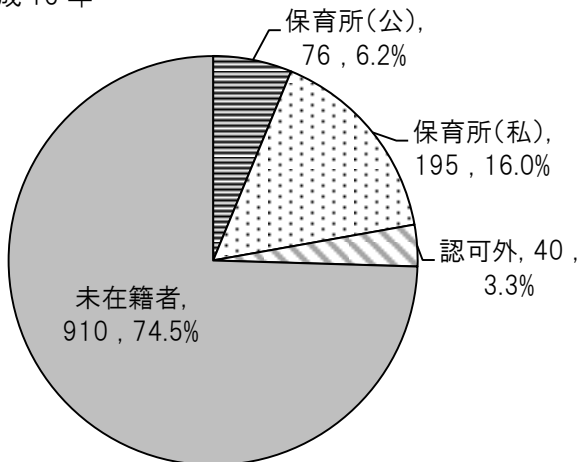
平成 26 年



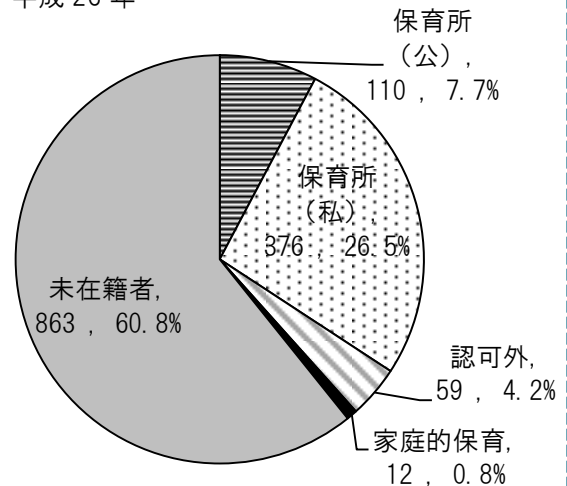
低年齢児（1・2歳児）の  
保育需要の増加

■2歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



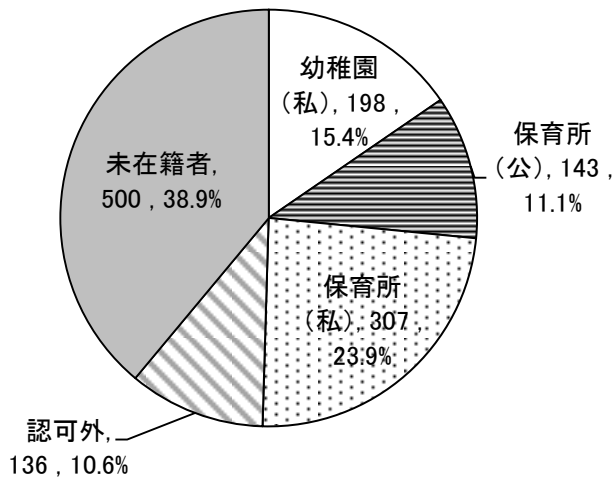
平成 26 年



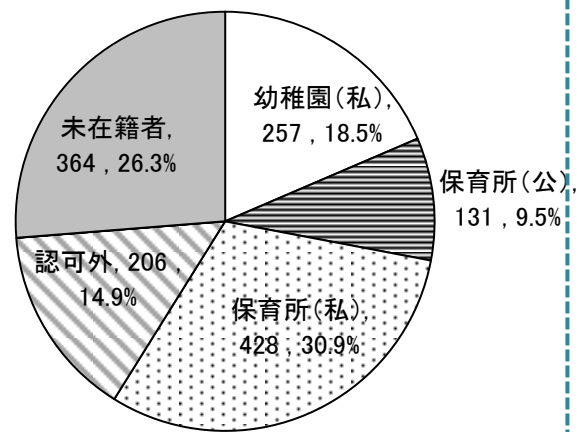


■3歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



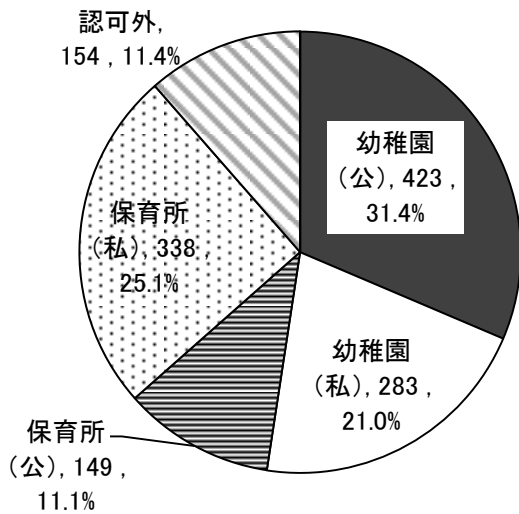
平成 26 年



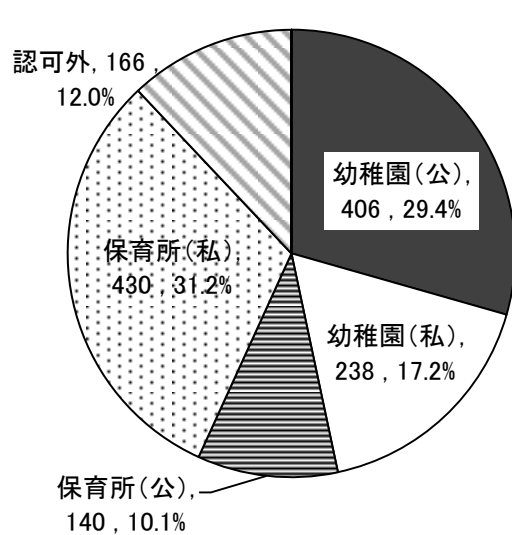
約 1 / 4 の児童が  
未在籍

■4歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



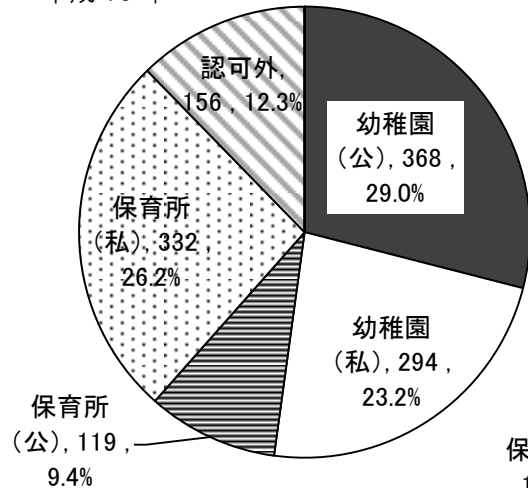
平成 26 年



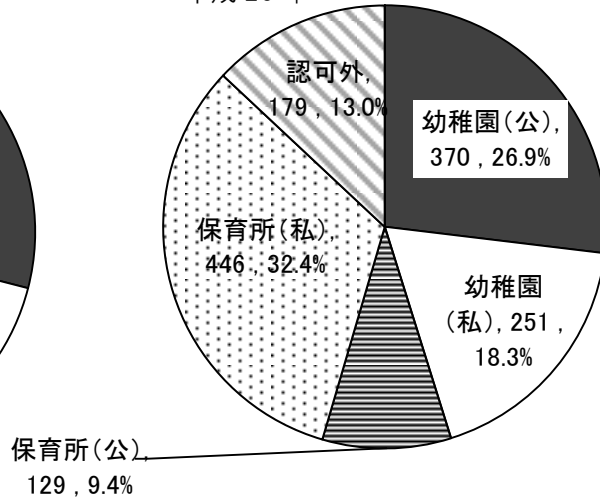
ほぼ 100% の  
在籍状況

■5歳児の就学前施設在籍状況

平成 15 年



平成 26 年

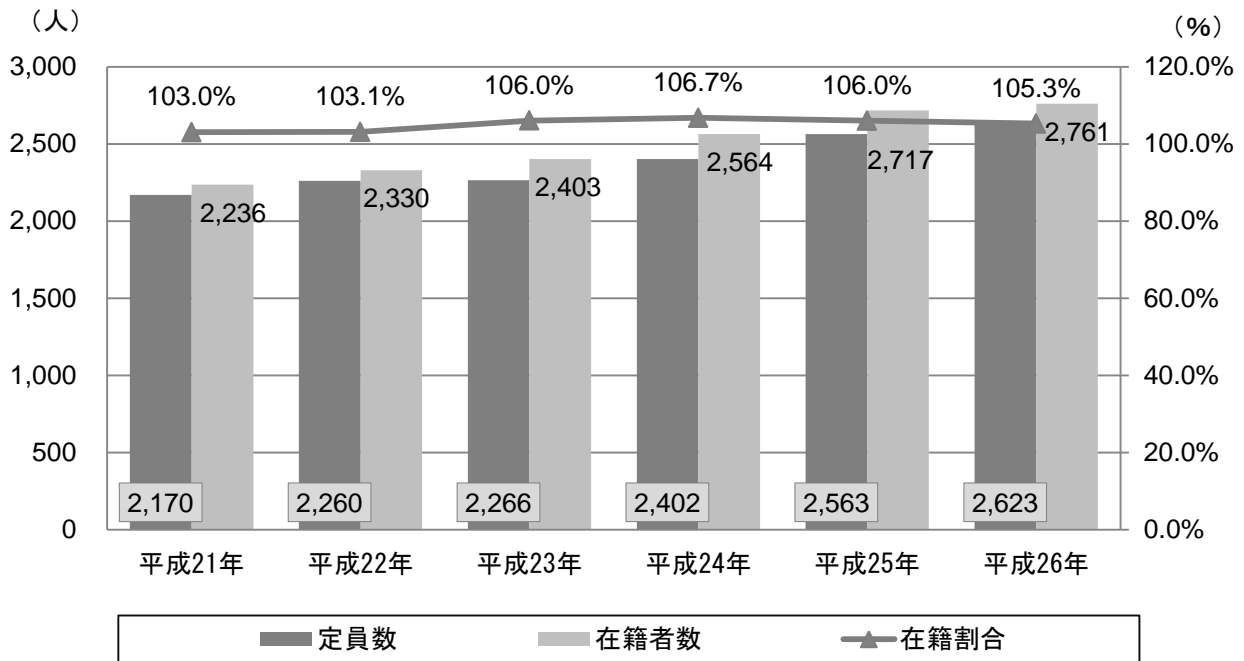


資料: 幼児課(平成15年:5月1日現在/平成26年:4月1日現在)  
※一部、市外からの通園者を含む。

### 【保育所の状況】

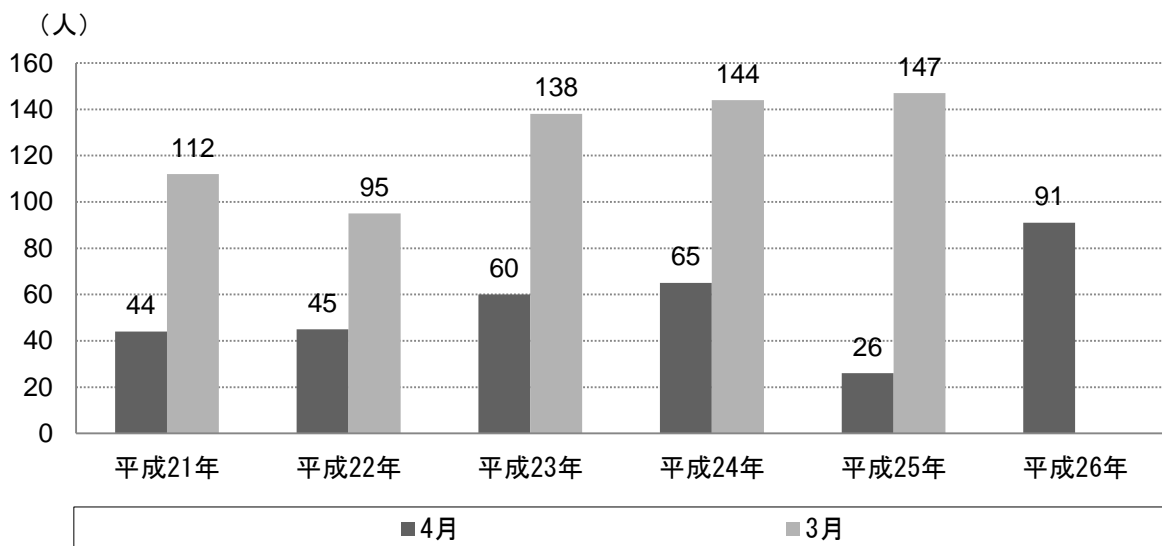
保育所の定員超過の状態が恒常的に続いています。また、低年齢児を中心に待機児童が発生しています。

#### ■草津市における保育所の定員数と在籍者数



資料：幼児課(平成25年以前：5月1日現在／平成26年：4月1日現在)

#### ■草津市における待機児童数の推移

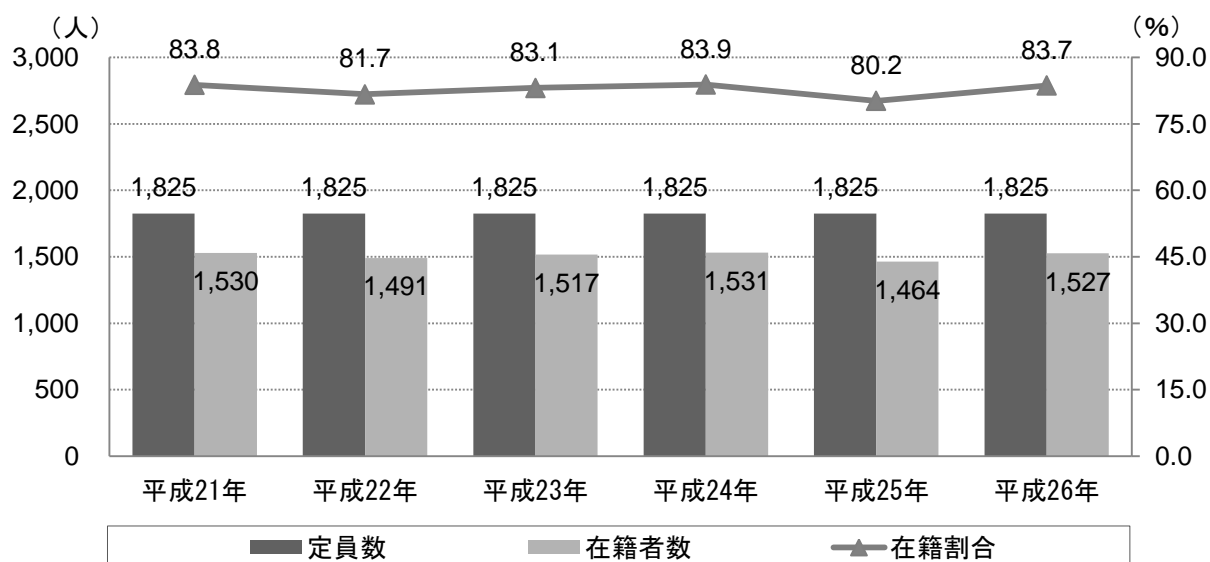


資料：幼児課(各月初日現在)

## 【幼稚園の状況】

幼稚園に在籍する児童数が微減傾向の中で、公立・私立幼稚園ともに定員を下回る状況が続いております。また、子育て世代の共働き世帯数の増加や就労形態の多様化が進む中で、幼稚園における幼児教育や預かり保育について、就労層からの要請が高まっています。

■草津市における幼稚園の定員数と在籍者数



資料：幼児課(平成25年以前:5月1日現在/平成26年:4月1日現在)

## 4. 「幼児教育と保育の一体的提供のための意識調査」

### (保護者アンケート) 概要

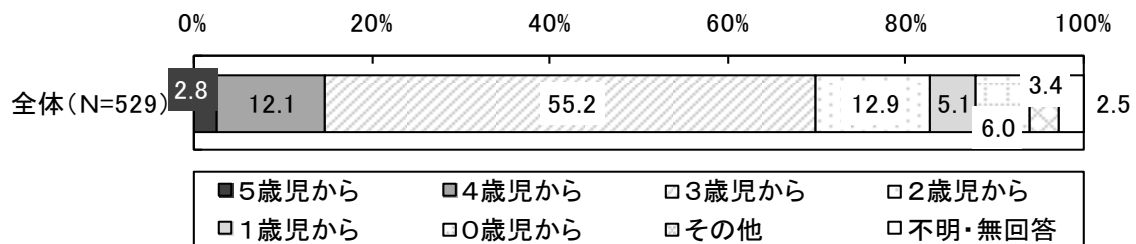
○調査期間 :平成24年10月11日～10月26日(郵送配布・郵送回収)

○調査対象者 :草津市の0歳から5歳児の子どもをもつ保護者1,000名(無作為抽出)

| 配布数   | 回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----|-------|
| 1,000 | 529 | 52.9% |

#### ① 幼児期の教育を行うことが望ましい年齢

・「3歳児から」が最も高く、全体として5割を超えています。



#### ② 就学前児童の子育てにおける主な問題点や課題

【全体】

| 1(43.7%)         | 2(28.0%)    | 3(27.0%)           |
|------------------|-------------|--------------------|
| 幼稚園や保育所(園)の費用が高い | 育児全般にお金がかかる | 子どもを預けることのできる時間が短い |

・一般的に「幼稚園や保育所(園)の費用が高い」「育児全般にお金がかかる」といった経済的な内容が多くなっています。在宅保護者においても同様の傾向であり、幼稚園・保育所(園)入所に際し、費用面の問題があることがうかがえます。

・幼稚園では、特に公立幼稚園において、「子どもを預けることのできる時間が短い」が高くなっており、預かり時間の延長の要望が高いことがうかがえます。

#### ③ 優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策

【全体】

| 1(51.4%)            | 2(34.4%)     | 3(20.8%)      |
|---------------------|--------------|---------------|
| 幼稚園や保育所(園)にかかる費用の軽減 | 保育所(園)の数や定員増 | 短時間の勤務に対応する保育 |

・「幼稚園や保育所(園)の費用にかかる費用の軽減」が高くなっており、次に「保育所(園)の数や定員増」、「短時間の勤務に対応する保育」と続きます。その他、「子どもが病気のとときに預かる保育」、「週2～3日といった勤務に対応する保育」、「幼稚園における預かり保育」、「幼稚園と保育所(園)機能をあわせもつ施設の創設」が比較的、高くなっています。

・また、アンケートにおける自由記載意見では、公立幼稚園における3歳児保育を希望する意見が多くなっています。

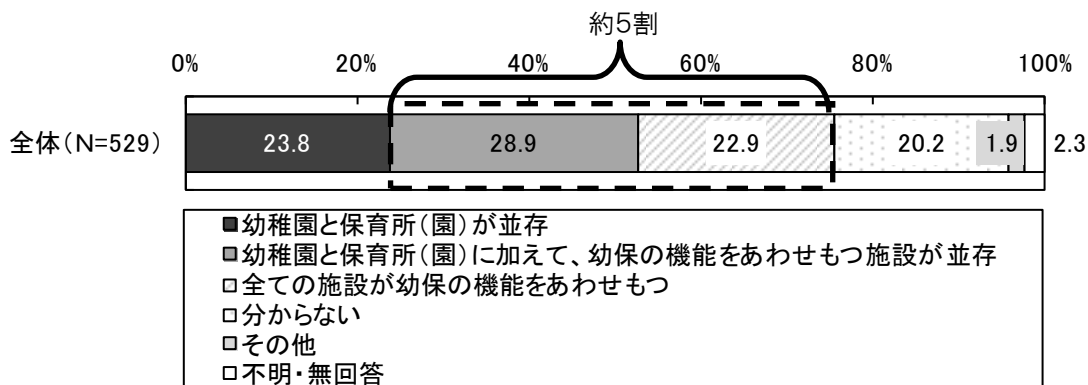
④ 待機児童を減らすために必要だと思う主な施策

【全体】

| 1(59.9%)        | 2(52.0%)          | 3(30.2%)  |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 保育所(0～5歳児全体)の増設 | 幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和 | 幼保一体施設の創設 |

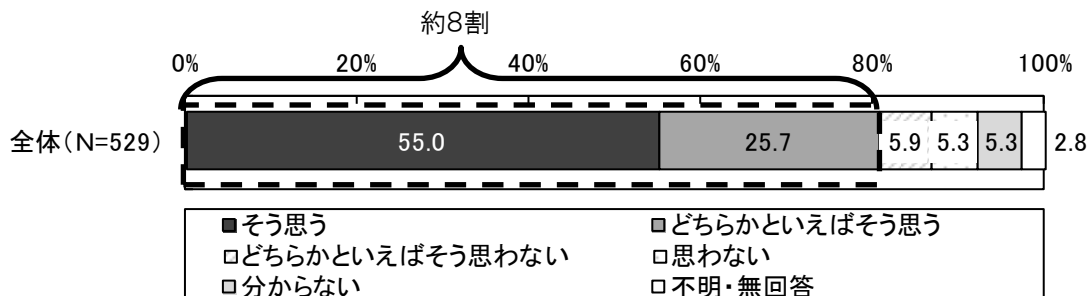
- ・「保育所(0～5歳児全体)の増設」「幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和」が約5～6割と高くなっており、次いで「幼保一体施設の創設」となっています。
- ・幼稚園では「幼稚園の預かり保育の延長や条件緩和」が約5～6割と高く、特に公立幼稚園では最も高くなっており、「幼稚園の預かり保育」の拡充が待機児童解消に一定の効果があると考えられていることがうかがえます。

⑤ 望ましい幼稚園と保育所(園)のあり方



- ・「幼稚園と保育所(園)に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が並存」が3割近くと最も高くなっていますが、「幼稚園と保育所(園)が並存」「全ての施設が幼保の機能をあわせもつ」が2割強と、3つの意見に分散されている状況です。また、分からない意見も約2割となっています。
- ・しかし、「幼稚園と保育所(園)に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が並存」と「全ての施設が幼保の機能をあわせもつ」を合わせると5割近くとなり、何らかの形で幼保の機能をあわせもつことの必要性を感じていることがうかがえます。

⑥ 親の就労の有無等の要件に関わらず、希望する教育・保育が受けられる制度



- ・「そう思う」(55.0%)、「どちらかといえばそう思う」(25.7%)を合わせた『思う』の割合が8割と大半を占めており、入所要件にかかわらず、希望する教育・保育が受けられる体制が望まれています。

## 5. 「幼児教育と保育の一体的提供のための現況調査」

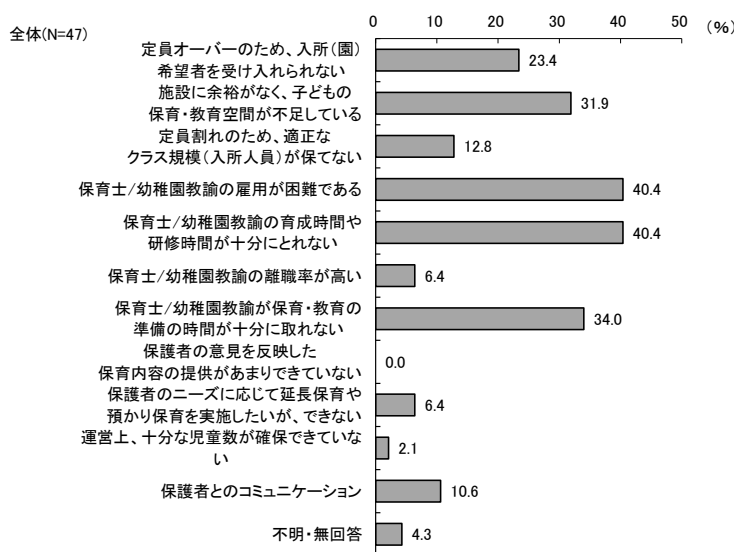
### (施設アンケート) 概要

○調査対象者 : 草津市内の公立・私立幼稚園、公立・私立保育所、認可外保育施設

○調査期間 : 平成25年6月20日(木)～平成25年7月12日(金)

| 配布数 | 回収数 | 有効回収率 |
|-----|-----|-------|
| 49  | 47  | 96%   |

#### ◆施設の運営上の課題

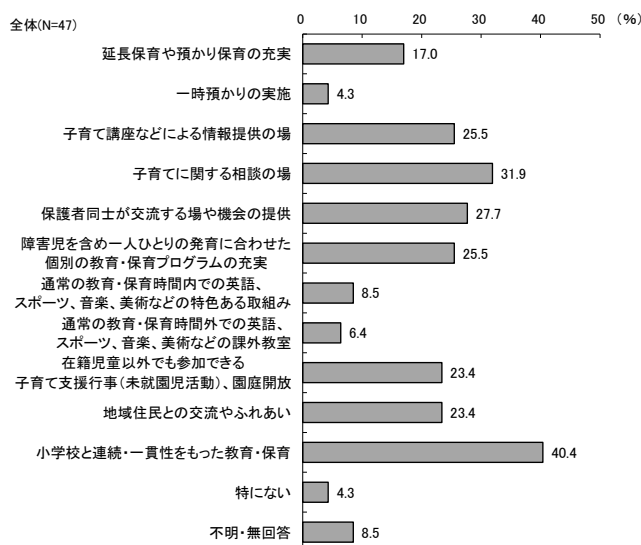


「保育士/幼稚園教諭の雇用が困難」「保育士/幼稚園教諭の育成時間や研修時間が十分にとれない」などが4割であり、人材の確保や資質の向上が主要な課題となっています。

次に、「保育士/幼稚園教諭が保育・教育の準備の時間が十分に取れない」との課題が34%となっています。

また、「施設に余裕がなく、子どもの保育・教育空間が不足している」も3割近くとなっている他、「定員オーバーのため、入所(園)希望者を受け入れられない」との課題も23%となっています。

#### ◆通常の教育や保育に加え、充実していきたい役割や機能



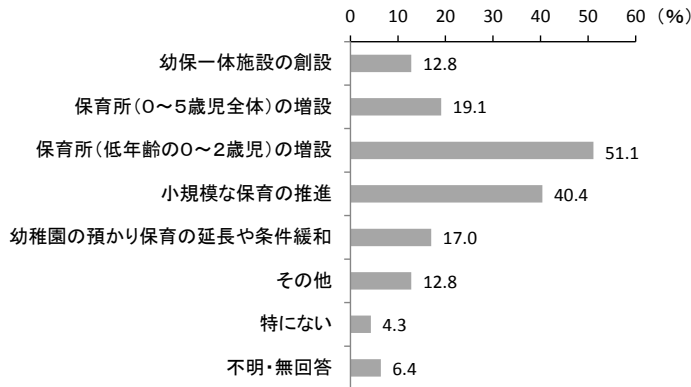
「小学校と連続・一貫性を持った教育・保育」、「子育てに関する相談の場」、「子育て講座などによる情報提供の場」、「子育て支援行事、園庭開放」、といった幼保小の連携や子育て支援などの機能が充実していきたい役割や機能となっています。

また、「障害児を含め一人ひとりの発育に合わせた個別の教育・保育プログラムの充実」、「地域住民との交流やふれあい」も高い割合を占めています。

◆優先的に実施してほしい就学前児童に対する施策

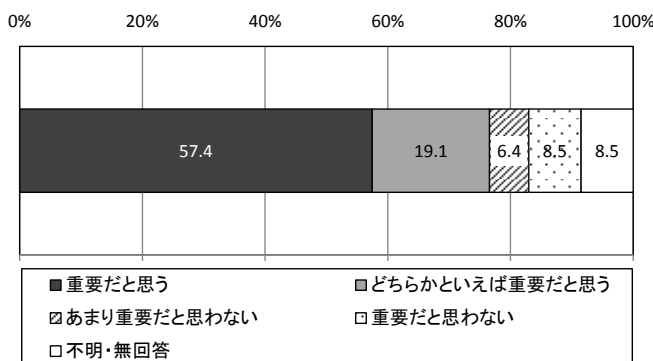
優先してほしい施策では、「子育て支援サービスの充実」が3割近くと最も高い状態です。その他、「幼稚園や保育所(園)にかかる費用の軽減」や「公立幼稚園における預かり保育の拡充」、「認可外保育施設への運営支援」、「短時間勤務に対応する保育」、「保育所(園)の数や定員増」が約2割となっています。

◆待機児童に対する施策



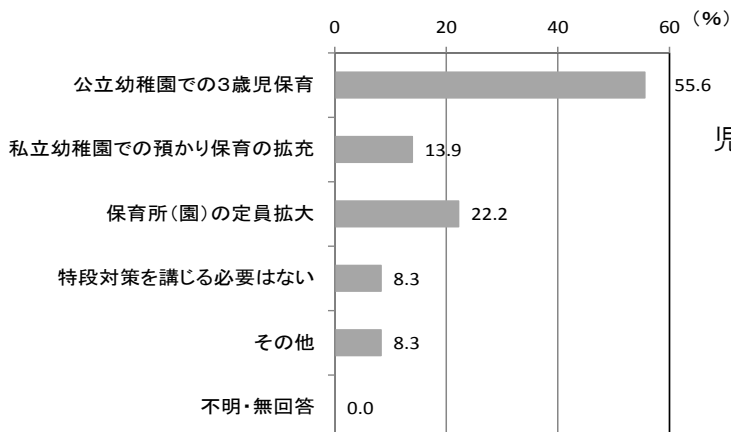
待機児童に対する施策では、「保育所(低年齢の0~2歳児)の増設」「小規模な保育の推進」が4割を超え高く、低年齢児保育への対応や小規模保育へのニーズがうかがえます。

◆就学前施設における3歳児への幼児教育や保育の重要性



全体で76%が、就学前施設における3歳児への幼児教育や保育を『重要』と考えています。特に「重要だと思う」または「どちらかといえば重要だと思う」割合は、公私立幼稚園では100%となっており、公私立保育所(園)より、高い割合を占めています。

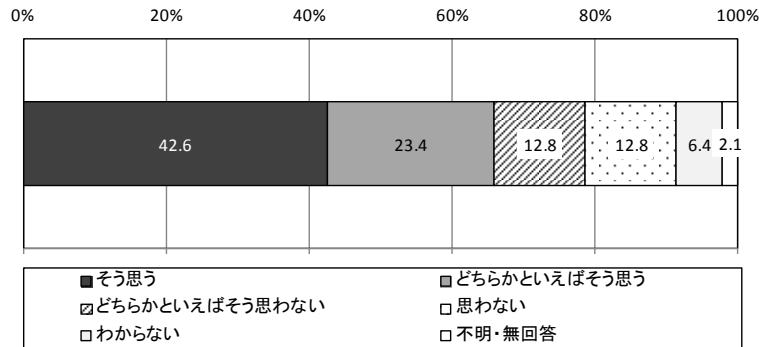
◆3歳児の未就園者を解消するために有効な施策



全体で55%が、「公立幼稚園での3歳児保育」を有効と回答しています。

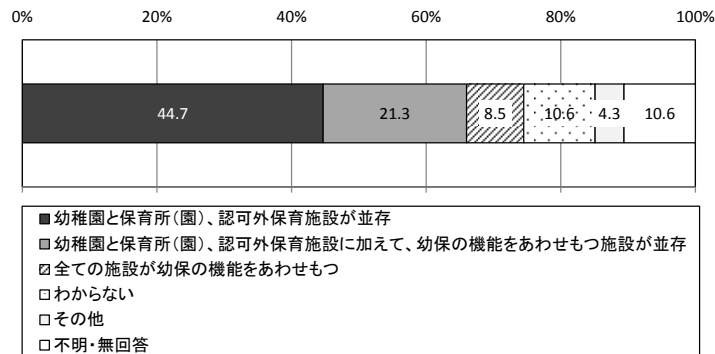
◆就労の有無にかかわらず希望する教育・保育が受けられる制度

全体の6割近くが就労の有無にかかわらず希望する教育・保育が受けられる制度を望ましいと考えています。



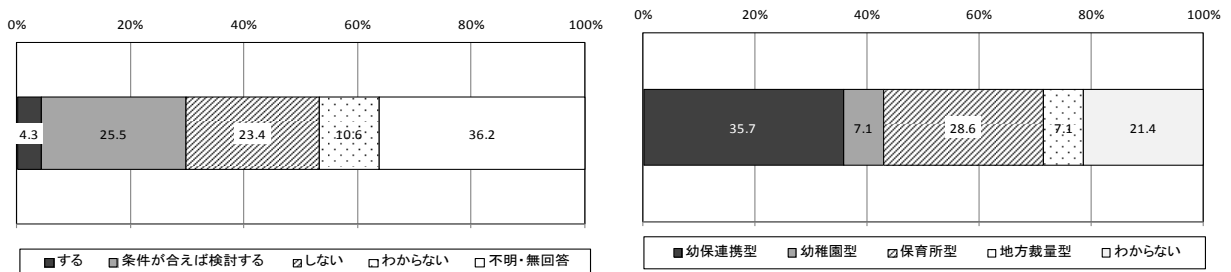
◆今後の就学前施設のあり方

全体で「幼稚園と保育所(園)、認可外保育施設が併存」が4割近く、「幼稚園と保育所(園)、認可外保育施設に加えて、幼保の機能をあわせもつ施設が併存」が2割近くとなっています。



◆認定こども園への移行の検討状況

認定こども園への今後の意向の検討では、約3割が「する」「条件が合えば検討する」としています。移行検討の認定こども園のタイプは、「幼保連携型」が4割と大部分を占め、意向が比較的高くなっています。



移行しない理由では、「現時点で移行の必要性を感じない」が4割近くとなっており、その他、「現在のままが妥当」、「職員体制が困難」と続きます。

認定こども園への意向を考えた場合に対策が必要なことは、「職員配置体制の充実」が3割近く、「保育室等の増築・改修」と「保育カリキュラムの再構築」が2割近くとなっており、職員体制の充実や保育スペースの確保、カリキュラム整備などが求められています。

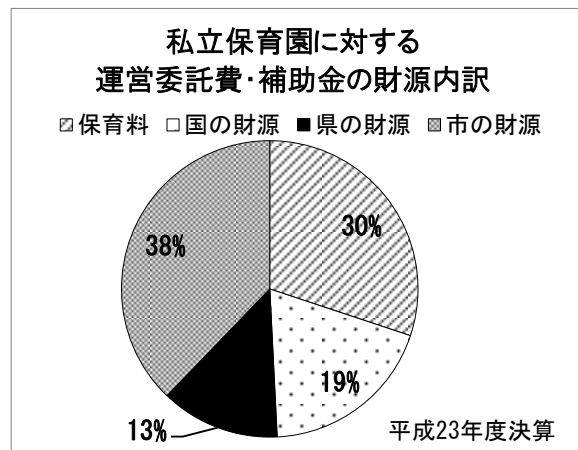
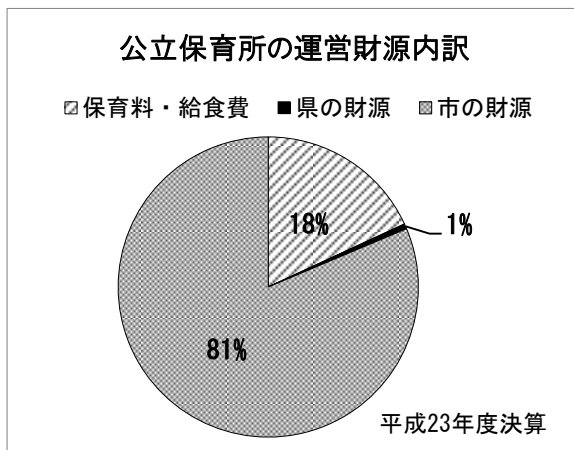


## 6. 保育所と幼稚園の運営・施設の状況

### (1) 保育所の運営費

公立保育所の場合、保育料で約2割、残りの大半は市の一般財源(市民の税金)で賄われています。一般的な運営経費については、障害児保育等を除き、国・県の補助金や負担金はありません。

一方、私立保育所の運営費の財源は、市からの運営委託費と運営補助金から賄われています。運営委託費と運営補助金については、市が一括して支出していますが、国・県の財源負担があります。財源負担の構成としては、保育料で約3割、国の財源で約2割、県の財源で約1.5割、市の一般財源(市民の税金)で約4割となっています。



資料：幼児課

#### ◆私立保育所の運営費のフレーム

[支出]

|  |
|--|
| 通常の保育に係る費用(運営費)<br>(市が一括して国の定める保育単価に基づき支弁) |
|--|

[収入]

|   |  |               |               |               |
|---|--|---------------|---------------|---------------|
| 本来の保育料(国の定める保育料基準額)<br>-----<br>実際の保育料(市保育料)   市による保育料軽減額 | <b>国・県・市の負担額</b>   |               |               |               |
|   | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">国負担額<br/>(1/2)</td> <td style="text-align: center;">県負担額<br/>(1/4)</td> <td style="text-align: center;">市負担額<br/>(1/4)</td> </tr> </table> | 国負担額<br>(1/2) | 県負担額<br>(1/4) | 市負担額<br>(1/4) |
| 国負担額<br>(1/2)   | 県負担額<br>(1/4)  | 市負担額<br>(1/4) |               |               |

#### ◆公立保育所の運営費のフレーム

[支出]

|                 |
|-----------------|
| 通常の保育に係る費用(運営費) |
|-----------------|

[収入]

|   |                        |
|---|------------------------|
| 本来の保育料(国の定める保育料基準額)<br>-----<br>実際の保育料(市保育料)   市による保育料軽減額 | <b>市負担額<br/>(100%)</b> |
|---|------------------------|

\*その他、延長保育や一時預かり、障害児保育等の通常保育以外の費用については、運営補助金が交付されています。(市が国・県の補助を含め、一括して補助金交付)

## (2) 幼稚園の運営費

公立幼稚園について、保育料で約2割、残りは市の一般財源(市民の税金)で賄われています。一般的な運営経費については、国・県の補助金や負担金はありません。

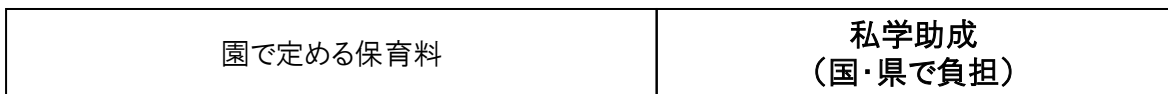
私立幼稚園について、保育料と国県からの私学助成で賄われており、直接の市負担額はありませんが、保育料について、就園奨励費や保育料補助金を、市から保護者に給付することにより、保護者の負担軽減を図っています。

### ◆私立幼稚園の運営費のフレーム(参考)

[支出]



[収入]



### ◆公立幼稚園の運営費のフレーム

[支出]

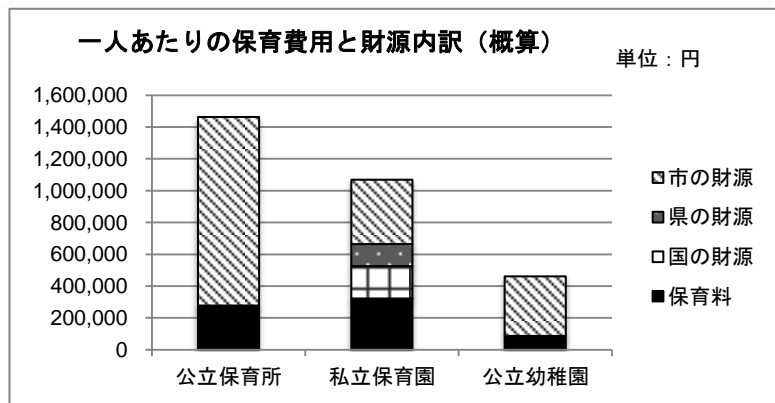


[収入]



## (3) 児童一人あたりの年間保育費用と財源内訳

保育所では、平均すると児童一人あたり年間100万円代の保育費用(給食費用含む。)がかかり、その2~3割が保護者負担で賄われています。公立保育所と私立保育園を比較すると、公立保育所の方が1人あたりの保育費用は高くなっています。



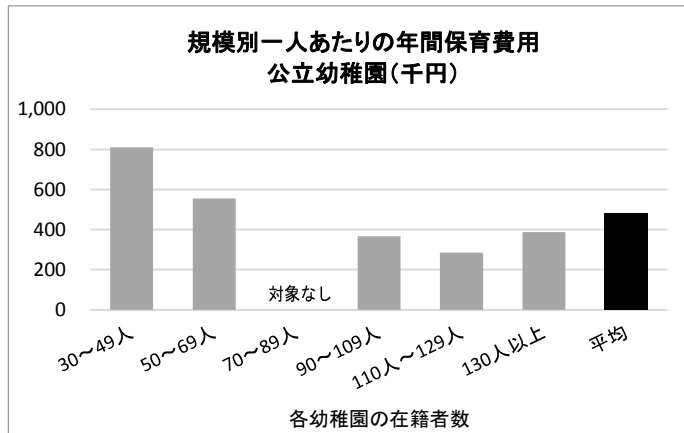
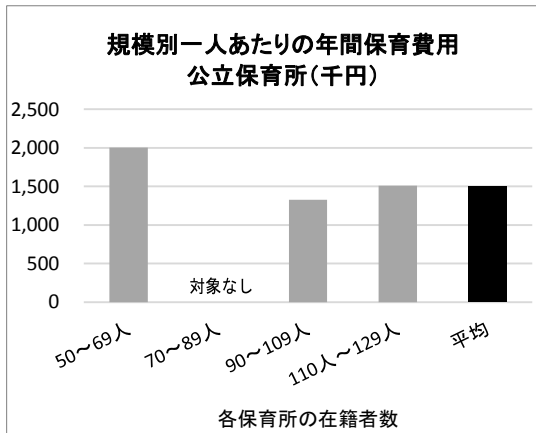
資料: 幼児課

\* 私立保育園については、市から支出している運営費および運営補助金のベース

幼稚園では、公立幼稚園の場合、平均すると一人あたり年間40~50万円の保育費用がかかり、その約2割が保護者負担で賄われています。私立幼稚園は県所管につき、データはありません。なお、保育所と幼稚園では、一人あたりの運営費に差がありますが、これは保育所での低年齢児保育について、配置基準上、手厚い保育士配置が必要なため、人件費が上昇することが主な理由です。

## （４）施設規模別の児童一人あたりの年間保育費用

公立保育所・幼稚園ともに、比較的規模の小さい施設について、一人あたりの保育費用が高くなっています。



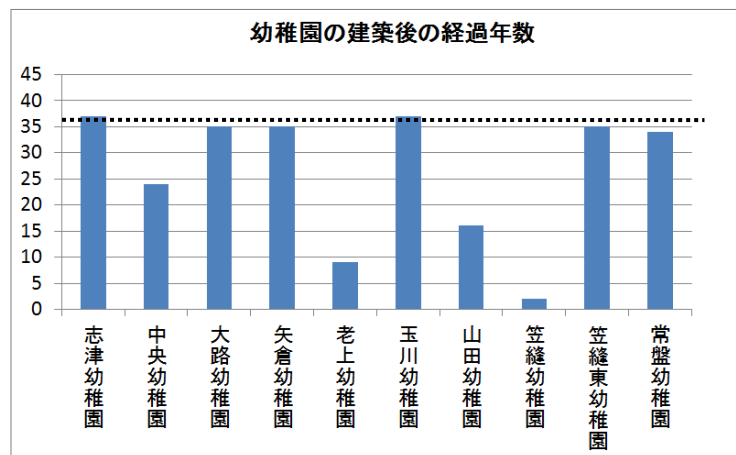
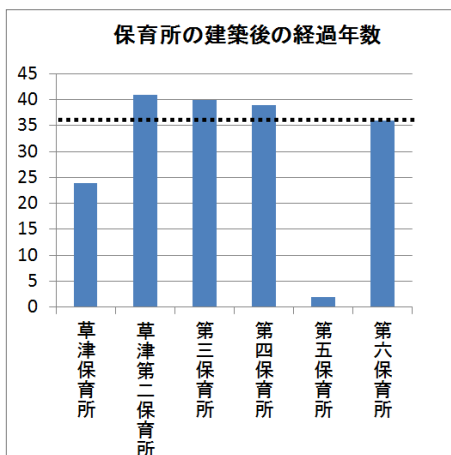
資料：幼児課

\* 各施設の定員ではなく、平成23年度における実際の在籍者数により、区分しています。

## （５）施設の状況（公立保育所・幼稚園）

公立保育所について、6施設のうち、4施設が建築後、30年を経過しています。また、公立幼稚園について、10施設のうち、6施設が建築後、30年を経過しています。

現在、草津第二保育所、第三保育所、第四保育所について、耐震工事と併せた改修工事を順次実施していますが、その他施設についても、施設の老朽化状況や公共施設におけるファシリティマネジメントの観点を中心に置きながら、保育環境の更新に向けた施設改修等の検討が必要です。



資料：幼児課

## (6) 保育所・幼稚園の運営・施設状況を踏まえた視点

保育所や幼稚園の運営財源については、保育料(保護者負担)に加え、市・県・国からの財源負担(税金)により、その大半が賄われています。

保育所の場合、保育料以外の財源負担として、公立保育所は、約80%が市税で賄われている一方、私立の保育所は、国や県の財源負担があるため、市税の負担割合は約40%に留まり、大きく市税の負担割合が異なります。幼稚園においても、私立幼稚園には国県の財源負担があるため、公立幼稚園の方が市税の負担割合が高くなっています。

また、児童一人あたりの保育費用において、私立より公立、また規模の小さい施設について、一人あたりの保育費用が高くなっています。

市税については、広く市民の負担の下、福祉、公共的なインフラ整備等、市民生活の様々な分野で使われており、就学前の教育や保育への充実にしても、その受益を受ける方以外の市民の理解を得ることは欠かせず、市税の負担割合や保育費用(コスト)について、十分考慮していくことは重要です。

しかしながら、単に効率性だけで判断するのではなく、子どもの最善の利益につながるよう、就学前の教育および保育のさらなる充実に向けて、市税の効果的な運用や使い道という視点に踏み込むことの重要性も求められています。

就学前教育・保育の財源を有効に活用するために、公私立または施設規模によるコストの違い、施設の老朽化状況や公共施設におけるファシリティマネジメントの観点を念頭に置きながら、幼稚園、保育所、幼保一体化のあり方について、検討を進める必要があります。

## 第3章 国の子ども・子育て施策に関する現状と方向性

子どもや子育てをめぐるさまざまな状況・課題を解決することを目的に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この制度は、消費税率引き上げによる増収分等から財源を確保し、市町村を主体として、進められていくこととなります。

新制度においては、大きく3点のポイントがありますが、そのうちの「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供(幼保一体化)」として、幼稚園と保育所の機能を併せもつ施設として、認定こども園を推進していく方向性が示されています。

### 子ども・子育てを取り巻くさまざまな状況・課題

#### 全国的な現状・課題

- |                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| ○急速な少子化の進行                        | ○子育ての孤立感と負担感の増加        |
| ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状             | ○深刻な待機児童問題             |
| ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。 | ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」     |
| ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。     | ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率) |
| ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足               | ○質の高い幼児期の学校教育振興の重要性    |
| ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ                | ○子育て支援の制度・財源の縦割り       |
|                                   | ○地域の実情に応じた提供対策が不十分     |

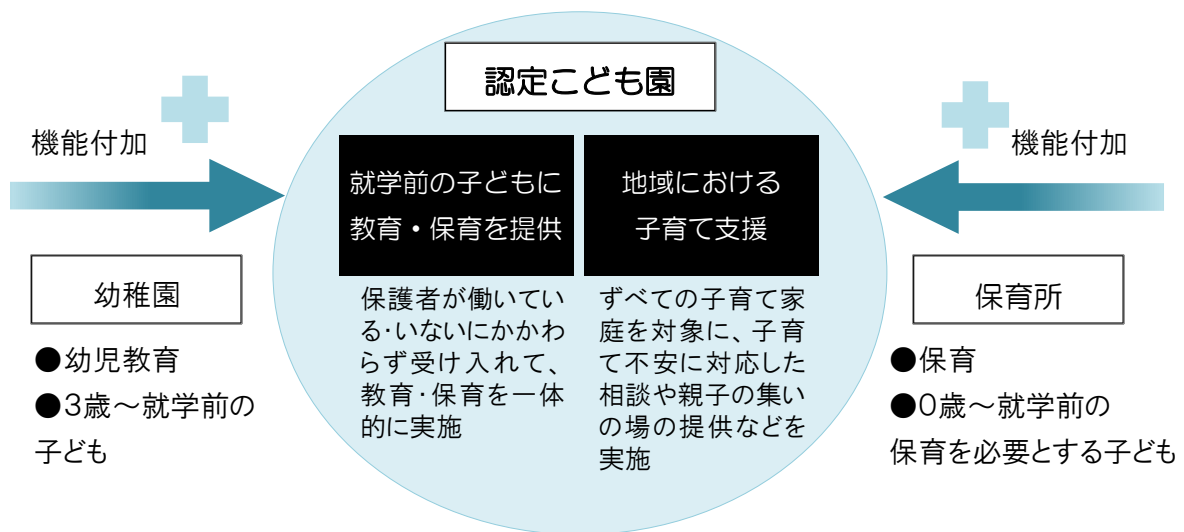
### 子ども・子育て支援新制度の目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
  - ・待機児童の解消
  - ・地域の保育を支援
  - ・教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

## 第4章 認定こども園の概要

### 1. 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設であり、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みです。認定こども園の特長は、子ども本位の視点で、保護者が働いている、いないに関わらず利用できる、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることです。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。



#### 《認定こども園のメリット》

1. 3歳児以上の場合、保護者が働いている・いないにかかわらず、すべての子どもが利用できます。
2. 0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育ちます。
3. 子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援します。

### 2. 認定こども園のタイプ

認定こども園には、次のような多様なタイプが認められます。

| 幼保連携型  | 幼稚園型   | 保育所型   | 地方裁量型   |
|--|--|--|---|
| 認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ | 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ | 認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園とし機能を果たすタイプ | 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

## 第5章 草津市の就学前教育・保育の課題

草津市の現状やアンケート調査、幼保一体化検討委員会での議論を受け、子どものよりよい就学前教育・保育の提供を推進するための幼保一体化実施に向けた課題をまとめています。

| 課題項目                            | 内 容  |
|---------------------------------|--|
| (1)子どもを中心とした質の高い就学前教育・保育の提供     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児から就学前の一貫、連続した教育、保育、子育て支援が重要</li> <li>・職員体制や連携方法、処遇面の向上、研修機会の拡充</li> <li>・幼保一体化に伴う課題整理の必要性(1日の流れ、短・長時間部の連携、給食への配慮、施設的な工夫等)</li> <li>・就学前教育、保育の共通カリキュラムの検討</li> </ul> |
| (2)就学前施設間の在籍状況のアンバランス           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所待機児童と幼稚園の定員割れの解消</li> </ul>   |
| (3)3歳児以上の未就園児に対する幼児教育の提供        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児に対する幼児教育や子育て支援の場等の拡充</li> <li>・幼保一体化の推進や幼稚園のあり方検討等による3歳児受け入れ枠の拡大</li> </ul>   |
| (4)就労率の向上と多様な就労形態に対応した就学前施設のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育需要に応じた保育施設整備</li> <li>・就労ニーズに対応した幼稚園での預かり保育等の拡充</li> <li>・就学前施設の適正配置を併せた幼保一体化のアプローチ</li> </ul>   |
| (5)特別支援教育への対応                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児など支援を要する子どもに対する支援の充実</li> </ul>   |
| (6)子育て支援や家庭支援機能のあり方             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援や家庭支援機能等のセンター的機能の必要性</li> <li>・未就園児活動等の充実</li> </ul>  |
| (7)保幼小との連携、交流                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携に加え、小学校との連携・交流の推進</li> </ul>   |
| (8)幼保一体化ニーズと保護者の選択              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労の有無に関わらない施設の利用等の観点を踏まえ、保護者の選択肢の一つとしての幼保一体化施設の展開</li> </ul>   |
| (9)幼保一体化に伴い課題整理や広報周知の必要性        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一体化のメリットや課題点の解消について、保護者へ広報周知、説明等を行い進めていく必要性</li> </ul>   |
| (10)公私立の役割と民間の力の活用              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで幼稚園、保育所で培われてきた就学前教育と保育の成果を継承、充実させ、相互に活用することが必要</li> <li>・公としての責任を果たし、公私立の連携強化と民間の力の積極的な活用を図る視点</li> </ul>  |

## 第6章 幼保一体化の推進方策

### 1. 基本的な考え方（目的）

これからの就学前施設のあり方として、教育・保育の質を確保していくことを大前提として、低年齢児から小学校進級までの子ども一人ひとりの育ちの中で、将来的な発達を見据えて、豊かな保育と教育を連続的に低年齢児から提供し、かつすべての3歳以上児へ質の高い幼児教育を等しく提供し、また子育て・保護者支援の場となることを様々な手法により、子どもを中心にいた中で、推進していくことが重要です。

また、本市では待機児童対策といった解決すべき緊急の課題があり、保育需要に応じた施設整備が求められています。しかしながら、幼稚園では定員を充足できない等、幼稚園・保育所の在席状況のアンバランスが発生しています。

今後、3歳児の未就園児に対する幼児教育の確保や、様々な子育て支援の場や機会の拡充、現在の幼稚園・保育所の歴史の中で培われてきた成果や良い点を活かし、損なうことなく、将来を担う子どもの最善の利益を保障するといった観点から就学前施設の体制を確保・充実していく必要があります。

このことから、将来の就学前人口の減少や地域需要の動向、多様な保育ニーズや保護者の就労状況等に対応できる新しい就学前施設として、幼保一体化を推進します。

#### 幼保一体化の推進により

- ①教育・保育の質を確保します。
- ②待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランスの解消を図ります。
- ③3歳児への幼児教育の実施（3歳児教育）を推進します。
- ④地域における子育て支援を充実します。



## 2. 実施方針

幼保一体化のモデル園を設置し、平成28年度から段階的に推進します。保護者の選択肢の拡大の面からも、多様な就労形態への対応をめざし就学前の教育と保育の一体的な提供を図ります。なお、現状において、保育所待機児童の解消、3歳児教育の実施、施設の老朽化対策等喫緊の課題があり、幼保一体化を進めながら、個別の課題についての解決を図っていきます。

### 幼保一体化の実施方針

**方針1)** 認定こども園については、公立において、モデル園を平成28年度から開園し、段階的に推進します。

(手法や時期は、各施設の現状や地域性、施設の配置状況等を踏まえるものとします。)

**方針2)** 私立幼稚園、私立保育所、認可外保育施設については、公立施設におけるモデル園の展開内容や地域の状況、各法人の意向を踏まえ、認定こども園への移行を支援します。

**方針3)** 認定こども園実施に際しては、3歳児の幼児教育の実施を行います。

(平成31年度までに子ども・子育て支援事業計画で見込まれる3歳児需要を確保します。)

**方針4)** 公立施設において、保育所の認定こども園は「幼保連携型」、幼稚園の認定こども園は「幼稚園型」を基本とします。

なお、近接する公立幼稚園・保育所については、児童数の将来推移、施設の入所状況(定員超過・定員割れ)、施設の老朽化、地域ニーズ等の課題、統合整備による効果を整理し、幼保一体化を推進します。なお、将来の少子化の進展により、学級編成が極めて困難な施設が生じた場合は、統合や廃園も視野に入れるものとします。

### 3. 幼保一体化の推進施策

本市の就学前児童を取り巻く課題解決を図り、子どもの健やかな成長と質の高い就学前教育・保育の実現を目指し、幼保一体化の取り組みを推進します。

#### (1) 子どもを中心とした質の高い就学前教育・保育の提供

0歳から就学前の乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として、その生活環境においても、人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っています。子どもはこの時期に、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達、あるいは社会性を養い、人として、社会を構成する一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。子ども一人ひとりの将来的な育ちを踏まえながら、一貫した教育や保育、子育て支援を連続的に行います。

カリキュラムについては、現在の公立幼稚園・保育所の各カリキュラムについて、乳幼児期の発達段階をおさえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続などの観点から、新しい共通化カリキュラム(就学前教育・保育カリキュラム)の策定を進めるなど、内容の一層の充実を図ります。

幼保一体化施設(認定こども園)では、原則、「幼稚園免許」と「保育士資格」の双方を持つ職員が、子どもの教育、保育を担当することになり、本市職員についても、資格の併有化および職種の本格化を推進すると共に、幼稚園教諭と保育士間の人事交流や幼保合同研修、幼保間の保育実践交流等を実施していきます。

また、認定こども園での子どもたちの1日の午前・午後の過ごし方(保育・教育内容)、降園時間の違い、教育の進度の差への対応等に向け、職員間の連携や短時部から長時部へのスムーズな移行のための仕組みづくり、職員の資質向上、給食への配慮、施設的な工夫を行います。

#### ◆取組み(例)

- ・草津市乳幼児教育保育指針に基づく共通カリキュラムの策定、運用・実施
- ・保育士・幼稚園教諭の連携と資質向上、研修体制の充実、保育実践交流の実施
- ・「草津市食育推進計画」に基づく食育の推進
- ・認定こども園モデル園での実施検証

## (2) 待機児童の解消と幼稚園・保育所の在籍状況のアンバランス解消

核家族化や就学形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い就学前の教育・保育に対するニーズも増加、多様化しています。幼稚園において入園者の減少傾向があり、特に公立幼稚園では定員割れが顕在化しています。また、保育所については、待機児童対策といった解決すべき課題があり、必要な保育需要に応じた保育定員の増員等、待機児童解消を緊急的、優先的に実施する必要があります。幼保施設の認定こども園化を推進し、幼稚園の余裕スペースの活用や短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行い、加えて小規模保育施設等の低年齢児の待機児童解消施策と連携を図りながら、待機児童解消へとつなげていきます。

将来の就学前人口減を踏まえると、子どもたちが集団生活の中で学びあい、育ちあうことが難しい状況にあることから、保育所のみでの増設で対応するのではなく、幼稚園の適正配置と併せ、就学前施設の幼保一体化を推進し、年齢に応じた適切な規模での教育、保育ができる環境を整備します。

### ◆取組み(例)

- ・需要量に対応した施設の再編(認定こども園化、統合等)
- ・公立幼稚園のあり方検討
- ・小規模保育・家庭的保育との連携
- ・私立施設の認定こども園への移行支援

## (3) 3歳以上の未就園児に対する幼児教育の提供

3歳児は、自我が芽生え、好奇心も高まり、いろいろなものへの興味、関心が出てくる時期で、葛藤しながら、身近な大人や友達と協調して生活する社会性を身につけはじめます。3歳児保育は、3歳児の発達のみならず、4歳児、5歳児の発達においても望ましい教育効果が期待でき、保護者も入園を契機として相互の交流や信頼が深まり、不安や孤立感から開放され、親子関係も豊かになります。

本市において、3歳児の約3割が保育所、幼稚園等の就学前施設に在籍していない一方、それら3歳児に対する幼児教育や子育て支援のニーズは非常に高まっています。子どもの育ちの観点から、集団での人間形成やルールの習得上3歳は重要な時期であり、3歳児に対する幼児教育を幼保一体化の推進により段階的に拡充し、保護者ニーズへの対応を図ります。

### ◆取組み(例)

- ・認定こども園による3歳児幼児教育の実施、推進
- ・幼保共通カリキュラムの策定、運用、実施
- ・幼保一体化に必要な施設の整備、改修

#### (4) 就労率の向上と多様な就労形態に対応した就学前施設の充実

女性を中心とする就労率の向上や就労形態の多様化に伴い、就学前施設(幼稚園・保育所)に求められるニーズも変化してきています。公立幼稚園については、保護者の就労意向の増加に伴う預かり保育の拡充等ニーズへの対応策を実施し、段階的に幼保一体化を推進します。

##### ◆取組み(例)

- ・幼稚園での預かり保育の実施
- ・認定こども園化の推進

#### (5) 特別支援教育の充実

障害のある子どもが、周りの子どもたちと日常生活を通して共に成長できる教育、保育を進めることが大切です。障害児など特別な支援を必要とする児童に対して、幼保一体化により、支援の取り組みが後退することなく、就学前までの継続的な一人ひとりへのよりきめ細やかな支援と障害の状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行います。

また、職員および職場全体で対応できる体制の確保や充実した研修を行いながら、ノーマライゼーションの視点を持って対応できるよう職員の資質向上を図ります。

※特別支援教育…障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

##### ◆取組み(例)

- ・職員の資質向上のための研修充実
- ・必要な職員の適正配置
- ・発達支援センター等関係機関との連携の強化

#### (6) 子育て支援や家庭支援機能の充実

幼保一体化施設については、子どもの教育や保育だけでなく、子育て支援や家庭支援機能、地域的な保護者間のつながりづくり、子育て不安の解消等を支援できる地域における拠点施設として、家庭や地域社会との連携を深め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を充実します。

##### ◆取組み(例)

- ・就学前施設での子育て支援機能等の充実
- ・各種相談機能の充実
- ・延長保育等の実施
- ・未就園児活動や園庭開放等の充実

## （7）保幼小との連携・交流

幼稚園や保育所では、遊びを通して「人・もの・こと」に関わり、様々なことを学んでいます。また、小学校では、時間割に基づき、教科書等の教材を用いて学習をしています。子どもの発達や学びは連続しているという観点から長期的な視点を持ち、就学前の「学びの体験」を子どもの「思い」とともに、小学校教育につなぐよう、幼保それぞれの連携に加え、小学校との連続性や連携・交流を図ります。

### ◆取組み（例）

- ・ 保幼小・地域等の連携強化
- ・ 保幼小等連絡会の実施（小学校教員との相互参観、交流等）
- ・ 小学校児童と園児との交流
- ・ 特別支援教育に係る就学支援部会の開催

## （8）幼保一体化ニーズと保護者の選択

保護者の就労形態が多様化し、少子化による子どもや兄弟の数が減少する中で、就労の有無にかかわらず施設の利用や、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の確保が求められており、保護者の選択肢の一つとしての幼保一体化(認定こども園)を展開します。

### ◆取組み（例）

- ・ 認定こども園への移行推進
- ・ 公立幼稚園のあり方検討

## （9）幼保一体化に伴う課題整理や広報周知

幼保一体化についてのメリットや課題点の解消等について、関係機関や保護者等に対して丁寧な説明と広報周知・啓発を進めます。

### ◆取組み（例）

- ・ モデル園での実施検証
- ・ 広報やホームページ等の充実
- ・ シンポジウム、講座等の開催
- ・ 地域や保護者への説明会の開催

## （10）公私立の役割と民間の力の活用

公立及び私立の幼稚園、保育所で培われてきた就学前教育と保育の成果を草津市における貴重な財産として継承、充実させます。また、公私立の役割分担を図りながら、連携を深めるとともに、民間の力を積極的に活用し、質の高い就学前教育と保育を安定的に提供します。

### ◆取組み（例）

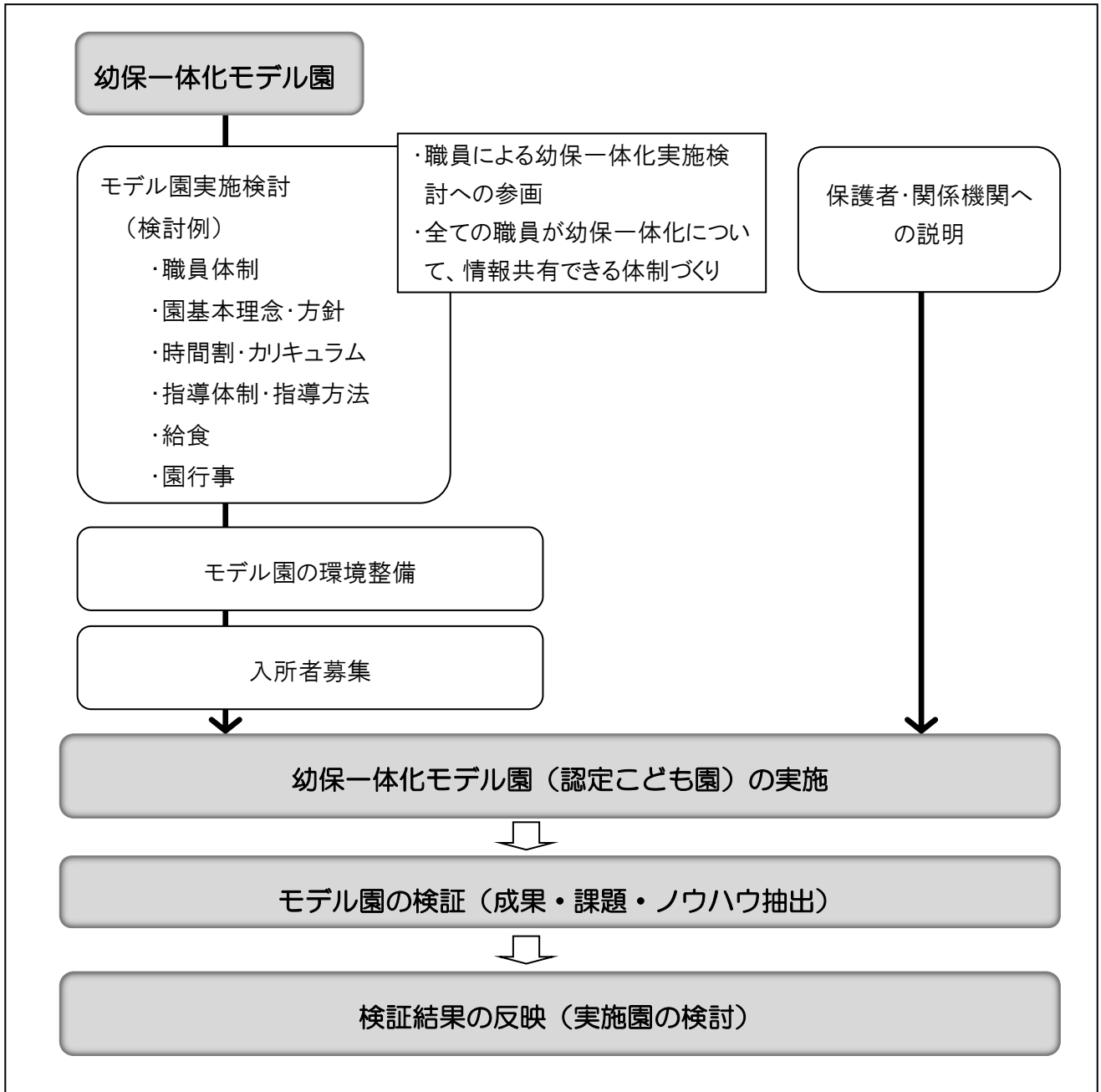
- ・ 公私立の連携の強化
- ・ 民間の積極的な活用

## 第7章 幼保一体化（モデル園）の実施

### 1. 幼保一体化の実施スキーム

幼保一体化の実施(モデル園)に際しては、職員および保護者に対して、十分情報提供、情報交換、早期からの説明会開催等を実施し、幼保一体化に対する情報共有を図ります。

また、モデル園の検証により、一体化の成果や課題、改善点、ノウハウ等を検証し、実施方法の検討を行います。



## 2. モデル園の実施方法

認定こども園への移行タイプ別にモデル園を実施し、検証と評価を行います。また、次の実施園に成果、課題、ノウハウを反映します。

- |                |         |
|----------------|---------|
| ①保育所の認定こども園    | (幼保連携型) |
| ②幼保統合による認定こども園 | (幼保連携型) |
| ③幼稚園の認定こども園    | (幼稚園型)  |

### 【認定こども園（モデル園）の実施概要（案）】

| 幼保連携型の概要<br>(幼稚園と保育所の機能を一体的に併せもつタイプ)  | 幼稚園型の概要<br>(幼稚園をベースとしたタイプ)  |
|---|---|
| ①対象 <u>0-5歳児を基本</u><br>②時間<br>◆長時間利用児<br>◇11時間 (7:15-18:15)<br>◇8時間 (8:30-16:30)<br>◆短時間利用児 (8:30-14:00)<br>※利用時間以外のスポット利用も可能<br>③延長保育 有 (18:15-19:00)<br>④給食 <u>自園調理</u><br>➢ 長期休暇 短時間利用児はあり | ①対象 <u>3-5歳児</u><br>②時間<br>◆長時間利用児<br>◇8時間 (8:30-16:30)<br>◆短時間利用児 (8:30-14:00)<br>※利用時間以外のスポット利用も可能<br>③延長保育 有 (8:00-8:30)<br>④給食 <u>弁当/給食</u><br>➢ 長期休暇 短時間利用児はあり |

認定こども園では、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間利用児」と従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間利用児」に区分して利用枠を設け、それぞれ利用定員を定めます。「共通時間」では、長時間利用児と短時間利用児が同じ学級で活動し、友達と遊ぶ中で、成長や発育にとって必要な経験をします。

### 【想定される認定こども園（幼保連携型）の一日の流れ】（県内事例をもとに作成）

| 0~2歳                | 時間             | 3~5歳   |        |
|---------------------|----------------|--|--------|
|                     |                | 長時間利用児                                       | 短時間利用児 |
| 早朝保育                | 7:15 (開園)      | 早朝保育   |        |
| 随時登園 (健康観察)<br>自由遊び | 8:00~8:30      | 共通時間<br>登園 (健康観察)<br>自由遊びなど<br>朝の会<br>課題保育など |        |
| おやつ<br>遊び           | 9:15           |  |        |
| 給食<br>午睡            | 11:15          | 片づけ、給食準備、給食、<br>午睡 (必要に応じて)、自由遊びなど           |        |
| おやつ                 | 14:00<br>14:30 |  |        |
| 随時降園                | 16:00~18:15    | おやつ、自由遊びなど<br>随時降園                           | 降園     |
| 延長保育降園終了            | 19:00          | 延長保育降園終了                                     |        |

### 3. モデル園の選定

市内すべての幼稚園、保育所施設を効率的に運用できるよう、私立幼稚園、保育園との連携や施設の適正配置も含め、検討しました。モデル園については、公立保育所、幼稚園において、就学前児童数の将来推移、施設の入所状況（定員超過、定員割れ）、施設の老朽化度合い・諸室配置状況、地域（市民）の就学前の保育・教育ニーズ等から判断し、幼保一体化の実施に向けて、以下のモデル園を選定します。

| タイプ                                | モデル園           | 選定理由   |
|------------------------------------|----------------|--|
| ①<br>保育所の認定こども園<br>（幼保連携型）         | 第五保育所          | 施設が新しく、機能的なため、施設的に実施における支障が少ない施設です。幼保一体化により、保育所において、3歳児以上の就労の有無に関わらない受入れを実施します。                |
| ②<br>幼稚園の認定こども園<br>（幼稚園型）          | 笠縫東幼稚園         | 就労支援型預かり保育を先行実施しており、幼稚園型認定こども園の形態に近く、保育ニーズとマッチした状況にあります。幼保一体化により、保育が必要な児童の受け入れを図ります。           |
| ③<br>幼稚園・保育所統合による認定こども園<br>（幼保連携型） | 草津保育所<br>中央幼稚園 | すでに一体型の施設であり、必要な改修により実施が可能です。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消を図ります。                                |
|                                    | 第六保育所<br>大路幼稚園 | 施設の老朽化による改修が共に必要であることや、同じ小学校区にあり、かつ隣接していることを考慮し、施設間の統合を図ります。幼保一体化により保育所の待機児童と幼稚園の定員割れの解消が図れます。 |



## 4. 幼保一体化実施スケジュール

### 《幼保一体化モデル園》

地域・保護者等説明 .....▶ 開園準備等 →

| 区分    | 現在の園(所)名       | 年度別スケジュール |                    |     |     |     |
|-------|----------------|-----------|--------------------|-----|-----|-----|
|       |                | H27       | H28                | H29 | H30 | H31 |
| 幼保連携型 | 第五保育所          | .....▶    | 【開園】(仮称)矢橋認定こども園   |     |     |     |
| 幼稚園型  | 笠縫東幼稚園         | .....▶    | 【開園】(仮称)笠縫東認定こども園  |     |     |     |
| 幼保連携型 | 草津保育所<br>中央幼稚園 | .....▶    | 【開園】(仮称)草津中央認定こども園 |     |     |     |
| 幼保連携型 | 第六保育所<br>大路幼稚園 | .....▶    | 【開園】(仮称)大路認定こども園   |     |     |     |

幼保一体化の推進  
モデル園での検証・課題解決  
を踏まえる

### 《その他の公立施設》

| 区分    | 現在の園(所)名 | 年度別スケジュール |                                     |     |     |     |
|-------|----------|-----------|-------------------------------------|-----|-----|-----|
|       |          | H27       | H28                                 | H29 | H30 | H31 |
| 幼稚園型  | 公立幼稚園    |           | 事業計画における幼児教育・保育の需要やモデル園の検証を踏まえながら検討 |     |     |     |
| 幼保連携型 | 公立保育所    |           |                                     |     |     |     |

公立幼稚園および公立保育所の幼保一体化にあたっては、私立幼稚園、私立保育所の最大限の活用を図ることとし、私立幼稚園、私立保育所の収容能力や位置関係を考慮し、順次実施します。

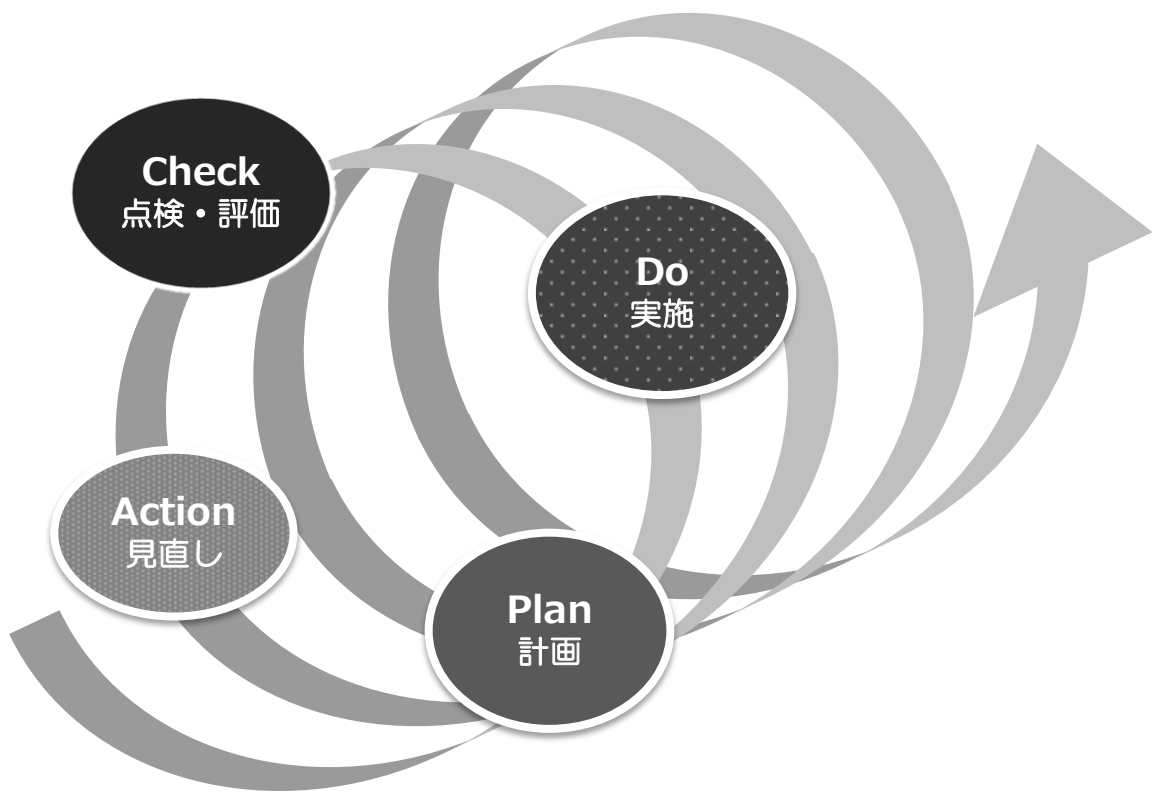
### 《私立幼稚園・私立保育所・認可外保育施設》

| 区分                    | 現在の園(所)名                  | 年度別スケジュール                            |     |     |     |     |
|-----------------------|---------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
|                       |                           | H27                                  | H28 | H29 | H30 | H31 |
| 幼保連携型<br>幼稚園型<br>保育所型 | 私立幼稚園<br>私立保育所<br>認可外保育施設 | 各事業者の意向や公立モデル園の検証を踏まえながら認定こども園の移行を促進 |     |     |     |     |

## 第8章 計画の評価

本計画は、「草津市子ども・子育て支援事業計画」のうち、幼保一体化の推進について、具体的な推進方策を定めたもので、進捗管理・評価については「草津市子ども・子育て支援事業計画」において実施します。また、計画期間終了後の施策展開については、「草津市子ども・子育て支援事業計画」中、『目標1「子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」、施策3「就学前の教育・保育の一体的提供」』において実施します。

### ■計画の進行管理のイメージ「草津市子ども・子育て支援事業計画から」



発行日 平成 年 月



草津市 子ども家庭部 子ども子育て推進室

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-1234（代表）